

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	32 信州新町地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月4日(月) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・畑地を中心に急峻で狭隘な農地が多く、機械化や集約化が進まず、草刈り等の維持管理が大変なことから、営農の継続が困難となっている。
- ・人手の限界があり、経営規模の拡大が難しい。
- ・イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等による野生鳥獣被害が確認されており、狩猟者の確保が必要である。
- ・後継者のいない農業者が多く、将来耕作放棄地の増加が見込まれることから、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・JAおよび地場産業開発機構と連携し、市場のニーズを踏まえた作物生産を行う。
- ・水田作については、中山間地域直接支払制度を活用しながら基盤整備の完了した田を中心に営農の継続を図るとともに、担い手のなくなった田の農作業を請け負う営農組合の設立を検討する。
- ・畑作については担い手の規模拡大につなげるため、意向を踏まえながら条件の良い農地を優先的に貸し付ける。
- ・労働力不足を補うため、経営体間で労働力を斡旋するような援農体制の構築、女性や定年退職者等多様な働き手の育成等の取組を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	562 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	562 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には担い手を中心に、実情に応じ次の耕作者へ承継するほか、新規就農者の育成(親元就農・Iターン・半農半X等)を促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

信州新町地区の農地を次世代につなげるため、農地中間管理機構を活用して農地の流動化に努める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備された農地を守るとともに、水路の老朽化の補修工事及び暗渠事業を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

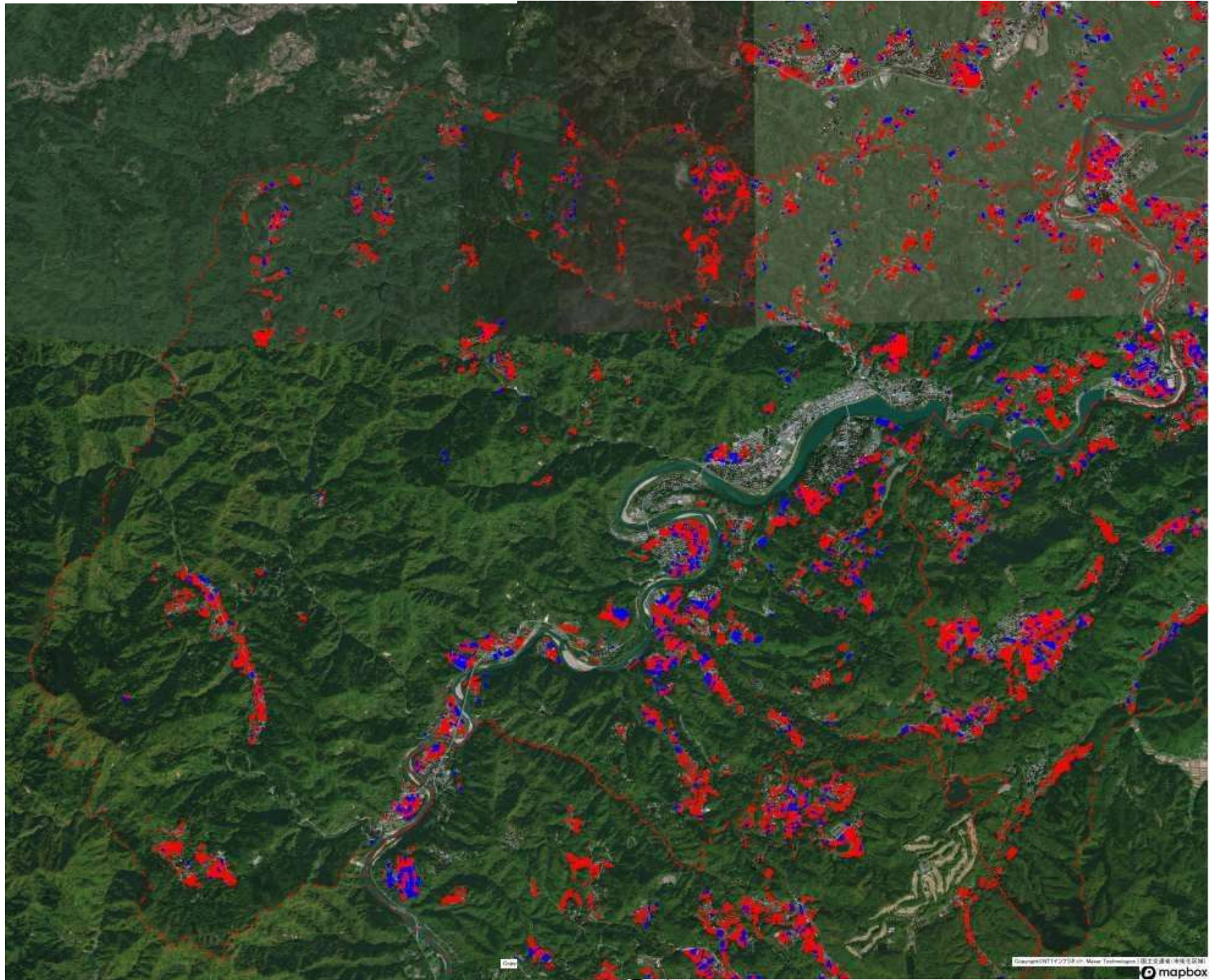
・信州新町の情報発信を通じ、親元就農・Iターン・半農半X・法人等の多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、長野市・長野市農業公社及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
・後継者のいない農業者が新規就農者(移住者を含む)を担い手として育成し、農地・技術・機械等を継承していくような新しい仕組みの構築について検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

長野市農業公社が運営する農作業お手伝いさん制度を活用し、農作業の省力化と労働力の確保を行う。また、地域内の支援組織構築に向けた研究・検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩ 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、定年退職者等を中心とした集落営農組織の設立について検討する。									
○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…① 農地周辺の草刈りなどの環境整備や団地全体を囲む侵入防止柵の設置及び鳥獣を誘因する放置農作物の撤去等、野生鳥獣の被害防止対策と、狩猟者の確保に向けた取り組みについて検討する。									
○特産品の開発並びに販路拡大に関する取組方針(ブランド化)…⑩ ・農産物の新たな活用を図るため、加工品としての利用も含めた特産品の開発について研究するとともに、道の駅など地域の直売施設と連携した販売促進に加え、新たな販路の開拓など、農産物の生産の拡大と所得の増加につながるための取り組みについて検討する。 ・サフォーク種の羊の振興について、引き続き取組を進めていく。									
○農地の有効な利活用に関する取組方針…⑦,⑩ 地理的条件に優れ、農業用施設が整備されているなど、将来的にも農地として利用の継続が見込まれる遊休農地について借手を探し貸借を促進するなど、農地の有効な利活用を図るための取り組みについて検討する。									
○農地の有効な利活用に関する取組方針…⑦,⑩ 高齢化が進み営農継続が困難となった農地を維持するため、少ない労働力で生産できる省力化作物の普及促進について検討する。									



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）